

## 指定構造計算適合性判定機関指定準則 新旧対照表

改定後	現行
指定構造計算適合性判定機関指定準則	指定構造計算適合性判定機関指定準則
平成 27 年 3 月 2 日制定 令和 6 年 3 月 27 日改定	平成 27 年 3 月 2 日制定
<p>第 1 用語の定義</p> <p>この準則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 認定プログラムを使用した判定 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定に基づき提出されたファイル、<u>電磁的記録媒体</u>に記録された情報を認定プログラムに入力することによる判定をいう。</p> <p>六 (略)</p> <p>七 役員 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）<u>第三百三十六条の二の十四第一項</u>第二号に規定する役員をいう。</p> <p>八 (略)</p> <p>九～十二 (略)</p> <p>第 2 構造計算適合性判定員の数について</p> <p>1 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。以下「指定機関省令」という。）<u>第</u></p>	<p>第 1 用語の定義</p> <p>この準則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 認定プログラムを使用した判定 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定に基づき提出されたファイル、<u>磁気ディスク等</u>に記録された情報を認定プログラムに入力することによる判定をいう。</p> <p>六 (略)</p> <p>七 役員 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三百三十六条の二の十四第二号に規定する役員をいう。</p> <p>八 (略)</p> <p>九～十二 (略)</p> <p>第 2 構造計算適合性判定員の数について</p> <p>1 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。以下「指定機関省令」という。）<u>第</u></p>

改定後	現行
<p><u>三十一条の三の三</u>第一項における常勤換算方法による算定においては、判定の業務に一週間当たり四十時間従事する者を一人として算定するものとし、算定に当たっては、判定の業務に従事する日数及び時間に応じて適切に案分し算定するものとする。ただし、次に該当する場合にあっては、該当する日数又は時間を超えて判定の業務に従事する日数又は時間は含めないものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 指定機関省令<u>三十一条の三の三</u>第一項のその事業年度において判定を行おうとする件数は、法第七十七条の三十五の七第一項の規定により指定の更新（以下単に「指定の更新」という。）を受けようとする場合においては、それぞれ前事業年度の件数とする。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 財産の評価額の対象となる保険契約について 指定機関省令<u>三十一条の三の四</u>第二項において準用する指定機関省令第十七条第二項第二号の保険契約は、次のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>第5 経理的基礎について 法第七十七条の三十五の四第四号に規定する経理的な基礎とは、次に掲げる要件に該当することをいう。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 指定機関省令<u>三十一条の三の四</u>第二項において準用する指定機関</p>	<p><u>三十一条の三の二</u>第一項における常勤換算方法による算定においては、判定の業務に一週間当たり四十時間従事する者を一人として算定するものとし、算定に当たっては、判定の業務に従事する日数及び時間に応じて適切に案分し算定するものとする。ただし、次に該当する場合にあっては、該当する日数又は時間を超えて判定の業務に従事する日数又は時間は含めないものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 指定機関省令<u>三十一条の三の二</u>第一項のその事業年度において判定を行おうとする件数は、法第七十七条の三十五の七第一項の規定により指定の更新（以下単に「指定の更新」という。）を受けようとする場合においては、それぞれ前事業年度の件数とする。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 財産の評価額の対象となる保険契約について 指定機関省令<u>三十一条の三の三</u>第二項において準用する指定機関省令第十七条第二項第二号の保険契約は、次のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>第5 経理的基礎について 法第七十七条の三十五の四第四号に規定する経理的な基礎とは、次に掲げる要件に該当することをいう。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 指定機関省令<u>三十一条の三の三</u>第二項において準用する指定機関</p>

改定後	現行
<p>省令第十七条第二項第一号の額が、判定の業務に係る年間支出総額の概ね一割以上であること。</p> <p>五 指定機関省令<u>第三十一条の三の四</u>第二項において準用する指定機関省令第十七条第二項第一号の額が、指定機関省令第三十一条の十四の規定による引継ぎに要する費用に相当する額以上であること。</p> <p>第6～第8 (略)</p> <p>(附則)</p> <p><u>1 この準則は、令和六年四月一日から施行する。</u></p>	<p>省令第十七条第二項第一号の額が、判定の業務に係る年間支出総額の概ね一割以上であること。</p> <p>五 指定機関省令<u>第三十一条の三の三</u>第二項において準用する指定機関省令第十七条第二項第一号の額が、指定機関省令第三十一条の十四の規定による引継ぎに要する費用に相当する額以上であること。</p> <p>第6～第8 (略)</p> <p>(附則)</p> <p><u>1 この準則は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。</u></p>